

七尾市部活動のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、今後の七尾市立中学校における部活動のあり方について検討することを目的に、七尾市部活動のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討する。

- (1) 部活動のあり方についての調査、研究に関すること。
- (2) 部活動のあり方についての情報収集に関すること。
- (3) 部活動のあり方についての検討に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、12人以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ団体代表
- (3) 学校関係者
- (4) 保護者代表
- (5) 教育委員会代表
- (6) 前各号の掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、その任期は前任委員の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育長とし、副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長が決定するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、委員会の決定があったときは非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和4年11月24日から施行する。